

令和5年度 財政援助団体等監査 文書指摘事項に対する措置内容

【団体名：北川ふるさと夏まつり実行委員会 所管課：北川総合支所 地域振興課】

文 書 指 摘	<p>1 他団体への流用について</p> <p>北川町産業文化祭事業の資金不足を補うため、一時的に70,000円を流用していた。後日、戻入処理を行い北川ふるさと夏まつり事業へ戻していたが、異なる団体への準公金の流用は、一時的であっても、ミスや不正につながるリスクが高くなる。今後は、適正な予算管理を行うよう改善を求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和6年3月22日）</p> <p>北川ふるさと夏まつり実行委員会規約により、事務局を北川総合支所地域振興課に置くものとされていることから、その会計処理を地域振興課担当職員が行っています。当課において、延岡市準公金取扱指針において定められている「準公金の取扱いにおける4つのルール」をもとに、OJT等を実施し、団体の会計といえども、公金と同様に適正な管理をしていく意識を再確認するとともに、迅速に適宜適正な事務処理を行うよう徹底します。</p>

【団体名：北川町産業文化祭実行委員会 所管課：北川総合支所 地域振興課】

文 書 指 摘	<p>1 他団体からの流用について</p> <p>資金不足を補うため「北川ふるさと夏まつり補助金」から、一時的に現金70,000円を流用していた。異なる団体からの準公金の流用は、一時的であってもミスや不正につながるリスクが高くなる。今後は、適正な予算管理を行うよう改善を求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和6年3月22日）</p> <p>北川町産業祭実行委員会規約により、事務局を北川総合支所地域振興課に置くものとされていることから、その会計処理を地域振興課担当職員が行っています。当課において、延岡市準公金取扱指針において定められている「準公金の取扱いにおける4つのルール」をもとに、OJT等を実施し、団体の会計といえども、公金と同様に適正な管理をしていく意識の再確認をするとともに、迅速に適宜適切な事務処理を行うよう徹底します。</p>

文 書 指 摘	<p>1 会計伝票の未作成について</p> <p>社会福祉法人すこやか福祉会経理規程第12条第1項では「すべての会計処理は、会計伝票により処理しなければならない。」とあるが、会計伝票は作成されていなかった。また、同第25条には「金銭の支払いを行う場合には、会計責任者の承認を得て行わなければならない。」と定められているが、会計伝票が作成されていないことから、会計責任者の承認が得られたかの確認はできなかった。今後は、経理規程に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和6年4月1日）</p> <p>すこやか福祉会の会計処理については、経理規程を遵守した事務処理が行わなければならない。これまで支払事務等については誤りなく執行していたが、指摘のような適正な順序での事務処理がなされていなかったため、令和6年度以降、会計責任者及び会計担当者を選任し、本福祉会の経理規程に基づくとともに、延岡市が示す会計事務手順や様式を参考としながら、適正な事務処理を行っていくこととする。</p> <p>なお、令和5年度については、領収書等の関係書類が輻輳しているため、できる限り早い時期に書類整備に努めていきたい。</p>

文 書 指 摘	<p>1 利用料金の算定誤りについて</p> <p>開館時間外に同センターを利用する場合は、東海コミュニティセンター条例別表に、その時間外分を5割増とすると定められているが、通常利用料金で計算し、料金を徴収していたものがあつた。同条例に基づき、適正な利用料金の算定を行うよう改善を求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和6年3月1日）</p> <p>条例別表に従って、部屋毎の時間外利用料金表を作成し、利用申込者へ説明・確認の上で料金を徴収するよう改善しました。</p>
	<p>2 利用料金の二重徴収について</p> <p>令和4年5月16日から17日の中会議室利用料金について、4月15日と5月17日に利用者が納付しており二重徴収となっていた。利用料金の徴収については、十分に注意を払うとともに、再発防止策の検討を含めた事務改善を求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和6年4月10日）</p> <p>二重徴収については相手方と確認の上、返金いたしました。</p> <p>市外からの利用者に対し、条例及び施行規則に従った利用料金の徴収が行われていなかったことが原因であったことから、条例等に従い、窓口の申請・許可と事前の料金支払いを徹底します。</p>
	<p>3 利用許可書の未交付について</p> <p>利用許可を受けようとする者に対し、利用許可書を交付していなかった。東海コミュニティセンター条例施行規則第2条第3項に基づき、利用を認める時は利用許可書を交付するよう改善を求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和6年3月15日）</p> <p>利用申請者に対し、予約時に利用許可書が交付できるよう利用申請書との複写式の様式を作成し、印刷業者へ発注します。</p> <p>上記複写式の許可書・申請書が出来るまでの間は、臨時的措置として窓口で利用許可書を作成し、交付することとしました。</p>